

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
16	小沢 映子（27）	<p>1. 性暴力を根絶して、被害者も加害者も出さない社会の実現に向けて</p> <p>内閣府が2021年3月にまとめた男女間における暴力に関する調査報告書によると、女性の7%、男性の1%は「無理やり性交された経験がある」と答えた。文科省によると、性犯罪・性暴力等で200人以上の公立学校教職員が処分されるのは8年連続という。</p> <p>国は、性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり深刻な影響を及ぼすものであり、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があるとの考えから、令和2年度から令和4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」と定めた。</p> <p>その強化方針として、加害者、被害者、傍観者にさせないための取組、また子供の発達段階や被害者の多様性に配慮したきめ細かな対応の必要性などを示した。</p> <p>そこで、富士市の性暴力根絶に向けた取組について伺う。</p> <p>(1) 国・県等の職場のハラスメントに関する実態調査の結果、また県内の職員の不祥事を受けて、性犯罪・性暴力についての対応や対策はなされてきたのか。</p> <p>(2) 中でも子供たちの性被害の根絶は、社会に課せられた大きな責務である。学校において性暴力防止教育は行われているのか。また教員や部活動などの指導者による加害への対応はどうしているのか。</p> <p>(3) 性暴力の被害者への支援について、2次被害、3次被害にならないよう適切な対応はできているのか。</p> <p>(4) 犯罪被害者等の支援相談窓口での性被害者への対応はどのように行っているのか。</p> <p>2. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）を実効性のあるものにするためには</p> <p>家庭内暴力（DV）や性被害、貧困など様々な困難を抱える女性への支援を強化する新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が本年5月19日、衆院本会議で全会一致で可決、成立した。女性の人権尊重や福祉の増進を目的に掲げ、66年前にできた売春防止法を根拠にした枠組みを抜本的に改める。</p> <p>困難女性支援法は、超党派の議員がまとめた議員立法で、主に2024年4月から施行される。</p> <p>女性の福祉増進や人権擁護を目的に、支援に取り組む責務があるとし、国は基本方針、都道府県は基本計画策定を義務づける。市町村は計画策定を努力義務とする。民間団体との連携も促すことになっている。</p> <p>これまでの女性支援は、売春を行うおそれのある女子への補導や更生により、売春を防ぐことを目的とした売春防止法（1956年制定）が根拠となってきた。だが女性の支援活動の</p>	市長及び教育長担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
16	小沢 映子（27）	<p>現場からは、ともすれば当事者を指導や管理の対象として扱いがちで、実態にそぐわないとして、新たな法律を求める声が上がっていた。</p> <p>重要なのは実効性のある体制を地域でいかに構築するのだが、居場所をなくした女性が身を寄せるシェルターの運営や生活支援、心のケア、就労の手助け、養育する子供の保育・教育などを早い段階から切れ目なく実施するには先行している民間のノウハウが欠かせない。</p> <p>民間団体は都市部に集中しており、地方でも増やしていかなければならない。人材の育成や団体を設立する際の支援も必要だと指摘されている。</p> <p>(1) そこで、困難な問題を抱える女性支援について富士市の現状を伺う。</p> <p>(2) 2024年4月の施行に向けて、構築、整備していくべきサービス、事業等について考えを伺う。</p>	市長 及び 教育長 担当部長